

平成29年度
当初予算案及び
主要施策の概要



甲良町公認キャラクター
戦国大名 藤堂 高虎

甲 良 町

平成 29 年度甲良町当初予算概要

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	平成 28 年度	増減	増減率
一般会計	4,506,500	3,674,000	832,500	22.7
特別会計	2,746,106	2,788,176	▲42,070	▲1.5
合計	7,252,606	6,462,176	790,430	12.2

※各特別会計の予算額については 3 ページに記載

1. 平成 29 年度一般会計予算のポイント

平成 29 年度の予算については、次の 6 つの基本方針を踏まえ編成を行いました。

①「甲良町新総合計画」に基づく施策構築

町の将来像である《笑顔で暮らせる豊かな農村》の実現をめざすため、総合計画に掲げる 5 つの基本目標に基づき施策を構築する。

②「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口減少対策

本町にとって死活問題である人口減少対策について、各所属において総合戦略に掲げる 4 つの基本目標に基づいて計画した施策の推進を行う。

③財政健全化の推進

職員一人ひとりが、高いコスト意識を持ち、直面する課題に対して積極的に対応しつつも、無駄を省き、改めるべきものは改めるなど、創意・工夫に努め持続可能な財政基盤の確立に向け、財政健全化の取組を一層進める。

④国や県の動きに呼応した施策の推進と国や県の施策・制度の活用

地方創生にかかる予算など新たな施策が示された際、時期を逃すことなく最大限活用することができるよう、国や県の施策や制度について常に情報収集と準備を怠らず取り組む。

⑤地域住民との連携強化

地域住民とは、情報共有を図り理解を得られるように努めることにより実効的な施策を展開するとともに、既存の自治会の枠を越えた、自主的な活動の出来るやる気のある住民グループの育成を行う。

⑥各所属間連携の徹底

課題に即して町の機能を縦割り行政から横つなぎによる総合行政への転換を徹底し、緊密な連携を図ることにより、効率的かつ効果的な施策を展開することができるよう、組織の持てる力を最大限に発揮できる体制をつくる。

実際の予算について、歳入においては基金繰入金を除く額は約 4 2 億円とし、前年比約 7 億 5 百万円の増となりました。

内訳としては、まず一般財源では、町税収では法人町民税を主として、軽自動車税やたばこ税も減収となる見込みで約 2 千 9 百万円の減、地方譲与税や地方交付金については国や県の推計値を参考に約 9 百万円の増とし、地方交付税においては普通交付税の試算値が当初予算ベースでは約 5 百万の増となったほか、臨時財政対策債については約 6 百万円の増となり、実質的な普通交付税は約 1 千 1 百万円の増となりました。

また、特定財源では、事業の規模により国庫支出金は約 5 百万円の増、県支出金は逆に 4 百万円の減、臨時財政対策債を除く町債については総合防災センター整備事業に関わる増もあり、約 7 億 3 百万円増として計上しました。（その他歳入増減については 4 ページに記載）

一方歳出では、予備費を除く予算は約 4 5 億 3 百万円で、前年比で約 8 億 3 千 3 百万円の増となりました。

その内訳として、インフラ長寿命化基本計画に伴う計画策定の完了(約 1 千 5 百万円減)、農地集約に係る農地中間管理事業の減(約 1 千 6 百万円減)などはあったものの、町総合防災センター整備事業(約 6 億 8 千 8 百万円増)、企業誘致推進事業・社会資本整備交付金事業分を含む道路整備維持関係経費(約 4 千 5 百万円増)、高虎ふるさと館をはじめとする地方創生に関わる拠点整備事業(4 千 3 百万円増)等の増があったことによるものです。（その他歳出増減については 5 ページに記載）

また、町独自の特色ある事業に対し、町へ寄付された『ふるさと納税』を積み立てたふるさと応援基金から約 5 千 8 百万円を繰り入れて充当、歳入歳出の差し引きでさらに不足する約 2 億 4 千 8 百万円を財政調整基金その他の基金の取崩で確保しています。（ふるさと応援基金充当事業は 6 ページ、各基金繰入額は 18 ページ参照）

こうした結果、平成 2 9 年度当初予算は、4 5 億 6 百 5 0 万円と対前年 8 億 3 千 2 百 5 0 万円増(22.7%増)で、3 年連続で対前年増となり、過去 1 0 年では最大の当初予算額となりました。

しかし、国県の補助分等を除くと町税を主として依然歳入不足は大きく、財政調整基金取崩し額は昨年度より約 4 千 9 百万増加していることから、今後同程度の歳出の伸びがある場合、いずれ歳入不足により予算の編成が不可能となります。このため、一層の経費削減、効率的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところです。

なお、平成 2 9 年度の各課の方針、主な施策は 7 ページ以降の通りとなっています。

平成29年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円、▲減、率%)

会計	議案番号	会 計 区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一般	14	一般会計	4,506,500	3,674,000	832,500	22.7

特 別 会 計	15	国民健康保険特別会計	1,095,527	1,138,815	▲ 43,288	▲ 3.8
	16	後期高齢者医療事業特別会計	73,504	72,233	1,271	1.8
	17	介護保険特別会計	773,725	767,411	6,314	0.8
	18	墓地公園事業特別会計	2,265	1,710	555	32.5
	19	住宅新築資金等貸付事業特別会計	19,561	15,917	3,644	22.9
	20	土地取得造成事業特別会計	6,002	6,002	0	0.0
	21	下水道事業特別会計	480,659	467,713	12,946	2.8
	22	水道事業会計	294,863	318,375	▲ 23,512	▲ 7.4
		収 益	204,517	210,663	▲ 6,146	▲ 2.9
		資 本	90,346	107,712	▲ 17,366	▲ 16.1
	特別会計予算合計		2,746,106	2,788,176	▲ 42,070	▲ 1.5

総 予 算 合 計			7,252,606	6,462,176	790,430	12.2
-----------	--	--	-----------	-----------	---------	------

(当初予算案概要)

一般会計当初予算増減一覧

(単位：千円、%)

歳入		H29	H28	増減額	増減率	主な増減内容(単位：百万円)
1	町税	837,051	866,061	△ 29,010	△ 3.3	
	個人町民税	263,510	262,320	1,190	0.5	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
	法人税	47,220	72,770	△ 25,550	△ 35.1	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
	固定資産税	452,371	453,371	△ 1,000	△ 0.2	
	その他の町税	73,950	77,600	△ 3,650	△ 4.7	たばこ税の減△2.5
2	地方譲与税	34,000	31,000	3,000	9.7	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
3	利子割交付金	1,200	1,300	△ 100	△ 7.7	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
4	配当割交付金	3,600	2,500	1,100	44.0	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
5	株式等譲渡所得割交付金	2,000	1,400	600	42.9	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
6	地方消費税交付金	115,700	115,400	300	0.3	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
7	自動車取得税交付金	11,000	6,900	4,100	59.4	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
8	地方特例交付金	1,900	1,980	△ 80	△ 4.0	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
9	地方交付税	1,463,000	1,458,000	5,000	0.3	
	普通交付税	1,183,000	1,178,000	5,000	0.4	基準財政需要額試算値の増による
	特別交付税	280,000	280,000	0	0.0	
10	交通安全対策特別交付金	1,300	1,389	△ 89	△ 6.4	H28調定見込に対する県推計伸び率に基づく
11	分担金及び負担金	45,956	42,805	3,151	7.4	保育料増+3 他
12	使用料及び手数料	25,365	26,618	△ 1,253	△ 4.7	住宅使用料減△1.6 幼稚園使用料△1.5 ごみ袋販売手数料+0.8 居宅介護手数料+0.6 他
13	国庫支出金	253,792	248,922	4,870	2.0	増 地方創生推進交付金+25.0 地籍調査事業補助金+5.5 社会資本整備交付金+4.4 減 障害者自立支援給付負担金 +3.0 他 計36.8百万円増 臨時福祉給付費等給付事業費補助金△16.0 地域住民生活等緊急支援事業交付金△6.8 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金△3.0 他 計31.9百万円減
14	県支出金	249,990	253,985	△ 3,995	△ 1.6	増 農村地域防災減災事業補助金+18.4 経営体育成支援条件整備費補助金+3.9 地籍調査事業補助金+3.1 個性輝く自治会活動支援事業補助金2.6 他 計32.2百万円増 減 担い手農地集積促進事業費補助金△16.4 参議院議員選挙費委託金△8.7 福祉医療費補助金△4.1 他 計36.2百万円減
15	財産収入	29,678	30,850	△ 1,172	△ 3.8	不動産売却収入△1.0 他
16	寄付金	80,100	80,100	0	0.0	
17	繰入金	327,805	191,725	136,080	71.0	基金繰入金127.3 土地取得会計繰入金+7.0 福祉医療高額療養費戻入+1.8 他
	うち基金繰入金	306,805	179,525	127,280	70.9	財政調整基金繰入金+48.9 ふるさと応援基金繰入金+58.4 その他基金繰入金+20.0 他
18	繰越金	40,000	40,000	0	0.0	
19	諸収入	111,763	110,665	1,098	1.0	保育園広域入所受託金+1.1 老壮大学学外研修参加負担金+0.8 学校給食費(現年度分)△1.3 他
20	町債	871,300	162,400	708,900	436.5	
	臨時財政対策債	141,000	135,000	6,000	4.4	算定内容変更による増
	その他事業債	730,300	42,200	688,100	1630.6	緊急防災・減災事業債+636.7 道路等整備事業債31.4 一般単独事業債+27.4 一般補助施設等整備事業債+7.4
合 計		4,506,500	3,674,000	832,500	22.7	

(単位：千円、%)

歳 出		H29	H28	増減額	増減率	主な増減内容（単位：百万円）
1	議会費	67,756	67,458	298	0.4	
2	総務費	640,392	632,952	7,440	1.2	人件費△17.8 高虎ふさと館整備+33.5 庁舎底改修+7.5 統一モデル財務書類作成+5.7 甲良町長選挙+5.1 国土利用計画策定+5.1 空調機器点検2.3 第三者委員会費+1.0 参議院議員選挙費△8.0 総合管理計画策定△8.9 電子計算管理事業△5.8 固定資産台帳整備△5.0 地域おこし協力隊事業△5.0 他
3	民生費	1,225,058	1,212,876	12,182	1.0	人件費13.2 賃金+1.7 後期高齢者医療費14.5 障害者自立支援事業+5.9 介護保険繰出金+4.7 障害者福祉計画策定+4.3 重症心身障害者通園施設整備費負担金+2.3 臨時福祉給付金事業△15.3 国保会計安定事業△4.5 老人ホーム入所事業△4.0 福祉センター運営事業△3.6 子育て包括支援センター整備事業△2.7 権利擁護虐待対策事業△1.4 他
4	衛生費	307,031	274,103	32,928	12.0	人件費+2.1 国民健康保健会計繰出金+28.9 保健衛生推進事業（保健師業務委託）+4.7 町食育推進計画等策定事業3.5 粗大ゴミ収集委託+2.0 出産祝い金+1.0 在宅医療福祉推進事業負担金△1.6 自動車騒音面的評価事業△2.0 行政組合負担金△2.0 他
5	労働費	548	635	△ 87	△ 13.7	
6	農林水産業費	117,580	114,203	3,377	3.0	人件費+0.4 ため池整備事業+14.0 食の拠点整備事業+10.0 農業次世代人材投資事業補助金+1.5 農業経営体育成支援条件整備費補助金+3.9 農振整備計画△3.4 農地中間管理事業△16.4 せせらぎの里管理事業△2.6 集落営農法人化支援交付金△1.2 他
7	商工費	42,704	41,485	1,219	2.9	人件費△1.6 町観光協会補助金+2.5 他
8	土木費	459,686	167,170	292,516	175.0	人件費+1.4 下水道会計繰出金+215.5(科目移動) 道路新設改良事業+38.4(うち企業誘致推進事業24.5) 地籍調査事業+12.0 社会資本整備交付金事業+8.9 新築資金会計繰出金+8.7(科目移動) 都市計画マスタープラン改定事業+4.9 住宅対策事業（空家対策）+4.5 狭あい道路整備事業+2.4 住宅対策事業（宅地用地確保）+1.8 町道維持管理事業△3.7 都市計画図修正事業△2.1 他
9	消防費	801,972	114,960	687,012	597.6	消防事務委託+5.5 一時避難所施設耐震改修事業△6.0 総合防災センター整備+687.8 他
10	教育費	402,150	402,393	△ 243	△ 0.1	人件費+0.6 児童生徒支援事業+2.7 遺跡発掘調査事業+2.7 事務局費+2.6 小学校費+1.7 学校給食費△2.3 運動公園・社会体育施設管理事業△1.5 中学校費△1.5 文化財保護活動費△1.2 公民館管理運営事業△1.0他
11	災害復旧費	25	25	0	0.0	
12	公債費	437,891	425,100	12,791	3.0	定時償還の減
13	諸支出金	207	217,140	△ 216,933	△ 99.9	新築資金会計繰出金△7.0(科目移動) 下水道会計繰出金△209.9(科目移動)
14	予備費	3,500	3,500	0	0.0	
合 計		4,506,500	3,674,000	832,500	22.7	

ふるさと応援基金充当事業一覧

(単位：千円)

事業名	概要	担当課	総事業費	一般財源分	充当額	備考	条例区分
教育施設整備事業（中学校グラウンド整備事業）	野球用グラウンド、土入れ替えマウンド再整備	教育総務課（中学校）	2,160	2,160	2,160	単年事業	教育文化
教育施設整備事業（中学校体育館トイレ整備事業）	中学校体育館のトイレの洋式化工事と設計管理費	教育総務課（中学校）	8,170	8,170	8,170	単年事業	教育文化
教育振興費（児童生徒安全用具購入）	小学校入学：防犯ブザー 中学校入学：自転車用ヘルメット	学校教育課	350	350	350	総合戦略	教育文化
教育振興費（進路指導アドバイザー・学力向上アドバイザー招聘事業）	中学校にアドバイザーを招聘し、教員への指導を行うとともに、放課後に生徒への学習指導も行う。	学校教育課	1,580	1,580	1,580	総合戦略	教育文化
地方創生交付金事業	高虎ふるさと館周辺整備および拠点効果促進（P R リング作成、ラッピングタジー含む）	企画監理課	33,540	9,540	9,540	単年事業	教育文化
福祉医療費助成（町単独分）	小中学生、障がい者手帳3級所持者への医療費助成	住民課	16,000	14,990	14,990	複数年事業	保健医療 介護福祉
心身障がい者医療費助成	障がい者手帳4級から6級所持者への医療費助成	住民課	3,000	3,000	3,000	複数年事業	保健医療 介護福祉
母子保健事業（特定不妊治療助成）	不妊治療、人工授精への補助 H29から男性不妊治療へ補助開始	保健福祉課	1,890	1,890	1,890	対象拡大	保健医療 介護福祉
地方創生拠点整備事業	金屋食の拠点施設整備に伴う効果促進事業	産業課	10,000	5,000	5,000	単年事業	産業振興
防犯対策事業	防犯灯LED化工事および集落への補助金	総務課	4,200	4,200	4,200	～H32	生活環境
一般財産管理事業(庁舎修繕工事)	庁舎庇外周の修繕（剥落箇所の整理も含む）	総務課	7,500	7,500	7,500	単年事業	その他
			88,390	58,380	58,380		

(当初予算案概要)

平成 29 年度 各課運営方針、新規および重点施策

[] 内は予算額
特別会計分も含む

議会事務局

運営方針	1. 議会運営の活性化および町民に開かれた分かりやすい議会活動が行え、町議会としての機能が十分に発揮されるようにする。
	2 監査事務局として、監査委員が公金出納の確認を強化できるよう先進事例等を収集し情報提供していく。

総務課

運営方針	1 役場組織力・リスクマネジメントの強化（機構改革、職員の資質向上、職員の健康管理） 2 安全安心のまちづくりの推進（交通弱者目線による交通安全施設の整備、自警団を含む自主防災組織の強化、町防災計画内容の周知、災害拠点施設・災害対策資機材の整備等） 3 町有財産の適正管理および有効利用（公共施設等総合管理の推進） 4 財政の健全化推進（地方公会計制度の導入、行財政改革大綱の再作成、各課所管補助金の再検討、公共料金の経済情勢に合わせた改定、財源確保と選択と集中による効率的な予算編成および執行等） 5 新エネルギー導入の推進（太陽光パネルなどの活用。環境意識の向上など）	
新規・重点施策	重点(拡大)	①組織力・リスクマネジメントの強化〔2,999千円〕 第3者委員会を開催し、組織的な不備を洗い出し再発防止策を講じ、必要なリスク管理体制を整備するとともに職員研修を実施し職員の資質向上を図る。また、住民の多様なニーズに効率的かつ効果的に応えるため組織再編を行う。
		②防犯灯整備事業〔4,200千円〕※戦略 夜間の防犯対策を進めるため通学路を中心にLED防犯灯を整備する。また、集落内へのLED街路灯の整備に対し補助を行う。
		③防災教育推進事業〔200千円〕 従来の防災訓練のほか、各自治会と連携し自主防災訓練の支援を行うほか、防災に関する研修教育を実施する。また、広域避難所について災害時に支障の無いよう点検確認を定期的に行い災害時に備える。
		④甲良町総合防災センター整備事業〔687,763千円〕 東日本大震災発生を受け、災害に備え、発生時に拠点として対応にあたる施設の整備が全国でも進んできていることもあり、甲良町においても平時の防災教育のための施設、災害時には対応拠点となる総合防災センターを整備する。
	重点(継続)	⑤「電力のまちづくり」～甲良町内電力での地産地消～〔0千円〕 町内企業事業所および家庭などから電力を従来より高く買い取り、その電力を町内企業事業所および家庭へ従来よりも安く売ること、電気料金の負担を和らげ、その分をその他の事業・消費への投資を促す。

企画監理課

運営方針	1 まちづくり等地域振興のため、総合戦略に基づく施策の推進。 2 広報やホームページによる積極的な情報の発信、地域情報化の推進、情報公開。	
	重点(新規)	①国土利用計画の見直し策定 [5,077千円] 町土の利用は、生活環境の確保と町土の持続可能な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要があり、平成18年度に改定した現行の第3次甲良町国土利用計画を見直し、第4次甲良町国土利用計画を策定する。
	重点(継続)	②甲良町南部工業団地整備企業誘致事業 [25,089千円] ※戦略 減少が続く町の人口の定住・定着を促すために、企業誘致による雇用の場の拡大を図る。基本的に町が中間業者であるディベロッパーに町有地を譲渡し、ディベロッパーが調査・開発・造成を実施し、また、平行して誘致企業の探索をする。 ※上記金額には建設水道課の計上経費 [24,500千円] も含む

新規・重点施策	③小さな拠点づくり推進事業(在士高虎ふさと館整備) [33,040千円] ※戦略 地方創生推進交付金を活用して、官民協働による拠点づくりを行う。28年度から30年度の3年間で8拠点を整備する。産業課等関係課と連携して事業を推進する。企画監理課予算としては高虎ふさと館の周辺整備事業として、駐車場の整備および館前庭の整備を実施する他、町PRソング作成、高虎キャララッピングタクシー運行を実施する。
	④空き家バンク制度導入事業 [500千円] ※戦略 人口減少に伴い増え続ける空き家を利活用するため、「空き家バンク制度」を導入し平成30年度開設を目標に環境整備を行う。建設水道課と連携して事業を推進する。
	⑤ふるさと納税推進事業 [80,000千円] 甲良町を愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄附を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の甲良町に対する思いを具現化することにより、多様な人々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。 また、寄附者に返礼品を送ることにより、特産品のPRと財源の確保を図る。
	⑥総合戦略に基づく人口減少対策事業 [137,899千円] ※戦略 人口減少に歯止めをかけ、活力ある町にするための施策の方向性、具体的取り組みを行うため平成27年度に策定した「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本町にとって死活問題である人口減少対策について、各所属において実施する総合戦略に掲げる基本目標に基づいて計画した施策（平成29年度は29事業）の推進管理を行う。 ※上記金額は各所属所管事業で計上の経費を合算したもの。

会計室

運営方針	1 出納事務を正確に、効率よく処理する。 2 正確な備品管理を行う。
新規・重点施策	重点(継続) ①出納事務見直し [0千円] 横領事件を契機として全庁的に出納事務を見直し、平成28年度からは現金取り扱いの制限を強化し、収入金の各課への通知方法を見直した。平成29年度に出される第3者委員会の意見を踏まえ、より適切な出納事務となるよう改善をしていく。

税 務 課

運営方針	1 税の公平性確保のため、湖東共同徴収グループと一体的に厳正な滞納対策事務を執行する。 2 固定資産税の評価替え実施による納税者への課税および積算根拠の説明を徹底する。 3 収納業務の一元化について、関係課と連携して手法を検討し、段階的に実施する。
新規・重点施策	重点(継続) ①適正・公平な賦課徴収 [0千円] 地方税法、町税条例等の関係法令を遵守し、適正かつ的確に事務を執行する。また、町民の理解と協力が得られる業務の遂行を目指し、適正な進捗管理のもと課税客体の把握、厳正な滞納整理を行う。 ②湖東地域税務共同徴収 [57千円] 県と湖東4町において税務事務の共同化による徴収事務を進めることにより、徴収の人づくりを強化することに技術面・意識面の両面でのレベルアップを実現し、自主財源である税収の安定的な確保に結びつけて行く。 ③土地・家屋確認 [0千円] 通常異動処理に加え、課税漏れや課税誤りの無いように、平成32年度を目処に、町内全域の家屋を対象とした現地調査を行い、課税台帳との精査を行う。

住 民 課

運営方針	1 窓口業務迅速対応推進（笑顔であいさつ、迅速で親切丁寧な対応を実施する。） 2 国民健康保険事業の健全化 （第三期特定健診実施計画・第二期データヘルス計画の策定および国保広域化に向けた調整） 3 医療依存度の高い人の医療の確保。 4 快適な暮らしを支える環境衛生の推進
------	---

新規・重点施策	重点(新規)	①特定健診実施計画・データヘルス計画の策定 [3,200千円] ※国民健康保険会計 住民の健康づくりの推進と国民健康保険の医療費の抑制を図るため、住民の健康実態から健康課題を明確にし、課題解決のための計画を策定する。
		②国保広域化に向けた整備 [9,535千円] ※国民健康保険会計 平成30年4月からの国保事業の広域化に向け、必要なシステム改修と体制整備を行う。
	重点(拡大)	③町福祉医療助成事業 [20,012千円] ※戦略 小中学生の医療費を助成することにより、乳幼児から中学卒業までの医療費を実質的に無料化とすることにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ると共に、定住の促進と少子化に歯止めをかけることを目的とする。また、障がい者手帳3級から6級所持者の医療費を補助している。平成29年度からは町単独の身障3級の償還払い制を現物支給制に変更し、対象者の利便性を図るとともに事務の効率を図る。
	重点(継続)	④一般廃棄物減量化事業 [47,933千円] ※行政組合負担金を除く塵芥処理費 廃掃法第4条に基づき、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、生活環境の保全するために一般廃棄物の処理をする。可燃ゴミの週2回収集、不燃ゴミの月1回収集を継続する。また、不燃ゴミ指定袋の普及により住民の分別意識の向上を図り、ゴミ資源化の啓発と併せて、ゴミの減量化に取り組む。
		⑤後期高齢者医療保険健診事業 [2,931千円] 健康寿命の延伸を図るため、75歳健診の実施により、生活習慣病（糖尿病等）の重症化防止と新たな人工透析受療者の発生予防を支援する。

保健福祉課

運営方針	1 子育て包括支援の推進を図る。 2 健康寿命の延伸を図る。 3 認知症予防、早期発見、対応できる支援体制の整備を図る。 4 地域福祉力を高める仕組みを構築する。	
新規・重点施策	新規	①健康づくり事業（水中運動教室）〔339千円〕※介護会計 住民の健康状態を改善するために 水中運動教室を実施することで食事指導だけではなく運動指導を行い、運動習慣を身につけることによる生活改善を定着させる。
	重点(新規)	②介護予防・日常生活支援総合事業〔22,691千円〕※介護会計 介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となったため、ニーズに応じ柔軟なサービスを利用できるよう標記総合事業を開始する。また、生活支援コーディネーターを配置し、日常生活の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	重点(拡大)	③子育て包括支援推進事業〔622千円〕 母子保健と子育て支援機能を一元化し、子育て世代包括支援センター（現子育て支援センター）での拠点および体制整備を行い、関係機関とも連携して、妊産婦・子育て期にある家族が切れ目のないサポートを受けられる環境をつくる。また、児童虐待防止のため、チームで要保護児童等の個別相談、個別支援に対応できる環境と体制を整備する。
	重点(継続)	④子育て応援金支給事業〔1,000千円〕※戦略 子育て世帯の出産直後にかかる経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、子育て応援金を支給する。
		⑤健康増進事業〔6,259千円〕※一部戦略 適正医療の受診と健康寿命の延伸を図るため、健診受診者個人とその家族、そして地域全体の生活習慣を改善するために住民が主体的に健康増進に取り組めるよう支援する。
⑥介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画策定事業〔3,280千円〕※介護会計 「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」を基本目標とし、平成37年を見据え高齢者が地域で健康に暮らし続けられるよう、健康づくりや介護予防に対する意識を高め、高齢者の自立支援、生活支援サービスの充実、介護サービスの提供に計画的に取り組み、地域力を生かした地域包括ケアの体制を第7期～9期へと段階的に整備していくために、これまでの第1～6期計画を引継ぎ第7期介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画を策定する。		

人 権 課

運営方針	1 人権を尊び、互いを認めあい、支え合う人権のまちづくりを推進(人権意識の確立、行政施策全体への人権尊重の視点の導入、多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり、町民と協働した人権文化のまちづくり) 2 住宅管理 -1.公営・改良住宅の家賃徴収、維持管理 -2.改良住宅譲渡(改良住宅の持家化を通じて、地域の自立意識の向上や活力を高めるとともに、地域住民自らの居住環境向上への意識醸成) 3 住宅新築資金等貸付金償還業務(同和対策事業特別措置法により実施された住宅新築資金等貸付金の回収を推進する。) 4 地区内未利用地の整理 地籍調査事業と連携し、未利用地の把握・処分を推進する。 5 公営住宅跡地整理 老朽化した住宅を順次除却し跡地の整備を推進する。
新規・重点施策	重点(継続) ①人権施策推進事業 [834千円] 「甲良町人権施策基本方針」に基づき、実施計画書を作成し、人権擁護審議会の意見を尊重し、人権施策を推進していく。 ②住宅管理事業 [4,585千円] ※改良住宅譲渡、未利用地整理分除く 公営・改良住宅の現年分家賃徴収を適切に行なう。滞納に関しても入居者の収入等の状況、生活実態を十分に把握し、督促・催告等所要の措置を講じる。また、住宅修理について、町の負担になるもの、入居者の負担になるものを見極め、適正かつ合理的な管理を行う。 ③改良住宅譲渡事業 [17,820千円] 譲渡基本方針に基づいて、改良住宅の土地・建物の譲渡を推進する(全94戸)。持家化を通じて、自立意識の向上や地域の活力を高めていく。 ④住宅新築資金等貸付金償還事業 [9,308千円] ※住宅新築資金会計 同和対策事業で貸付を行った住宅新築資金等貸付金の収納・滞納整理を円滑に進める。(滞納者に対して督促等の通知、裁判所を利用した法的手続きの実施) ⑤地区内の未利用地整理事業 [1,100千円] 地籍調査事業と連携し、未利用地の処分を推進する。 ⑥公営住宅跡地利用事業 [0千円] 老朽化した住宅を順次除却し跡地の整備計画を立てる。

長寺地域総合センター

運営方針	長寺地域総合センター（ふれあいの館）は、人権啓発および東学区の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営を進める。 1. 就労に関する取り組み ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望者の関わる高校との連携 2. 福祉に関する取り組み ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進 3. 教育に関する取り組み ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業
	①就労相談事業 [0千円] 就労担当が窓口となり、職業相談を随時行なうことで失業者を少なくし、転職の時には職場定着ができるよう指導等を行なう。職業相談と生活相談を行ないながら、生活困窮者を減らし、地域に根ざした就労担当をめざして相談者が再就職をサポートする。

新規・重点施策	重点(継続)	②デイサービス事業（ふれあい会）〔1,200千円〕 自立を支援し、生き甲斐を高めることで介護予防を図り、参加者の健康管理に注意しつつ定員（40名）の参加を目標とし、長寺区の高齢者で介護保険認定に至らない70歳以上かつ自身で長寺地域総合センターまで来ることができる方を対象に毎月2回実施。
		③自主活動学級〔162千円〕 長寺区の小学生、および東小学校区の中学生を対象に放課後の学習時間の確保(学力向上の取り組み、人権学習、体験活動等)と交流の場の提供。小学生自主活(各学年8回・年間48回・延べ900名)。中学生自主活(各学年5回・年間15回・延べ約180名)。家庭での対応が困難な子どもたちのために、学習の場の提供と生活指導を兼ねて自主活動を行い基礎学力と学習習慣の定着を、家庭・学校・地域と連携し地域の低学力の克服を図る。
		④中3学力補充教室（長寺塾）〔738千円〕 東小学校区の中3年生を対象とした、個別指導型の学習塾の運営。月謝4,000円。週2回（月・水曜日）19：30～20：30の開催で、講師は、地元の大学生に依頼している。高校進学に向けた学力補充進路指導を行ない、希望校への進学100%を目指す。（平成27年度は、全員志望校へ進学達成）

呉竹地域総合センター

運営方針	○呉竹地域総合センター（はばたきの館）は、人権啓発および西学区の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営を進める。 1. 就労に関する取り組み ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望者の関わる高校との連携 2. 福祉に関する取り組み ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進 3. 教育に関する取り組み ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業	
新規・重点施策	重点(継続)	①就労相談事業〔0千円〕 就労担当が窓口となり、職業相談を随時行なうことで失業者を少なくし、転職の時には職場定着ができるよう指導等を行なう。職業相談と生活相談を行ないながら、生活困窮者を減らし、地域に根ざした就労担当をめざして相談者が再就職をサポートする。
		②デイサービス事業〔1,200千円〕 対象は、呉竹区の高齢者で介護保険認定に至らない65歳以上の、自身で呉竹地域総合センターまで来ることができる方で、4月～3月(月2回)まで実施し、自立を支援し、生き甲斐を高めることで介護予防を図り、参加者の健康管理に注意しつつ定員（40名）の参加を目標とする。
		③自主活動学級〔276千円〕 西小学校区の小・中学生全員を対象として、下校後に、呉竹地域総合センターを会場として、交流を踏まえた学習会を行なう。小学生は、低・中・高学年の3学級に分けて、各学級で年間16～20回開催する。中学生は、定期テスト前に学習会を設定し学力補充を行なう。基本的な生活習慣や社会のルールや仲間作りなど、地域社会に密着した活動を柱として、家庭学習の定着と学力向上をめざし高校進学を果たすよう自立意識を育てる。
		④中3学力補充教室（竹友学）〔932千円〕 西小学校区の中3年生を対象とした、個別指導型の学習塾の運営。月謝4,000円。週2回（火・木曜日）19：30～20：30の開催で、講師は、地元の大学生に依頼している。高校進学に向けた学力補充進路指導を行ない、希望校への進学100%をめざす。（平成27年度は、全員志望校へ進学達成）

	⑤解放合宿（小５・小６・中３）〔550千円〕 小５合宿は呉竹区の５年生を対象とし、小６・中３合宿は西小学校区の全員を対象に、１泊２日で実施予定。集団での行動を通して仲間の輪を広げ、自分の生き方や進路について、先輩と共に村の歴史や人権意識、部落差別の現実を学ぶことにより、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成を目標に取り組む。
--	---

産業課

運営方針	1 地域農業の充実と優良農地の確保 2 安全・安心な農産物生産の推進 3 農業施設の保全と減災対策 4 地域と一体となった獣害対策強化 5 観光事業の充実 6 定住・移住支援事業の充実 7 小さな拠点づくり推進事業
新規・重点施策	重点(継続) ①農村地域防災減災事業〔17,820千円〕 甲良町３地区の重要なため池の耐震性を調査し、その結果をもとにハザードマップを作成して地域住民に公表することで、農村地域の防災・減災を推進する。 ②創業支援事業〔1,400千円〕 ※戦略 地域経済の安定的発展および地域雇用機会の確保が課題となる中、新規創業を支援することにより、中小企業の育成支援、新たな産業育成、甲良町内での雇用機会を確保する。 ③定住移住支援事業（住宅リフォーム等補助金）〔2,800千円〕 ※戦略 人口の減少に歯止めをかけ、活気あふれるまちづくりの実現を目的に、甲良町に定住するための支援を行う。住宅リフォーム補助10件、新築補助２件、除却補助２件を計上。 ④小さな拠点づくり推進事業(ゆず生産拠点整備)〔０千円〕 ※戦略 繰越予算あり 地方創生推進交付金を活用して官民協働による拠点づくりを行う。長寺西地区で「ゆず生産拠点」を整備する。緑ヶ丘小集会所を改修整備し、特産品であるゆずの加工スペース・販売スペース・交流スペースを設け、地域間連携や生活支援サービスも行いながら農業に付随する新たな生業を生み出すことにより、所得拡大や雇用創出による定住・移住を促進する。 ⑤小さな拠点づくり推進事業(食の拠点整備)〔10,000千円〕 ※戦略 繰越予算あり 地方創生推進交付金を活用して官民協働による拠点づくりを行う。金屋地区では「食の拠点」を整備する。地元農事組合法人と協働で運営計画を策定し、法人がその運営を担う。食の拠点では厨房・カフェスペースを確保し、お弁当や加工品の販売の他、地域への配食等により地域の稼ぐ力を養いつつ、持続可能な拠点づくりを行うことにより、定住・移住を促進する。

建設水道課

運営方針	○定住を支える確かな基盤と人と自然が共生できる安全・安心な環境を整備する。 1. 上水道事業の水量・水質の確保および経営の安定化 2. 公共下水道事業の健全で安定的かつ適正な運営 3. 道路・附属物のパトロール実施・点検調査確認による機能性の向上および快適性、安全性の確保と災害への対応措置 4. まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けされた雇用対策、人口減少への取り組み 5. 土木系技術職員のスキルアップと後継者育成
	重点(新規) ①都市計画総務事業（都市計画マスタープラン改定）〔5,165千円〕 総合計画や滋賀県の上位・関連計画、また企画監理課が改定する国土利用計画等との整合性を図りつつ、社会・経済状況の変化に対応するため都市計画マスタープランを改定し、都市づくり（土地利用、交通、環境・景観、防災）のための基本的な方針を示す。 ②公営企業会計移行事業〔17,900千円〕 ※下水道事業会計 下水道事業サービスの持続可能性の確保とその負担の適正化を図るために公営企業化に向けた準備を行う。また、資産管理として台帳を再構築し災害時対応にも使用する。

新規・重点施策	重点(継続)	③水道料金未収金の回収強化、有収率の向上に向けての漏水調査 [2,610千円]
		④下水道使用料・分担金の未収金の回収強化 [0千円]
		⑤社会資本整備交付金事業 [51,825千円] 町民の命と暮らしを守り、老朽化する道路を適切に維持管理し予防保全や修繕を行なうため、町道の舗装工事、次年度に向けた測量設計業務を実施する他、橋梁点検やグリーンベルトの整備を行い、道路の安全および円滑な交通を確保する。
		⑥住宅対策事業（空家対策） [4,518千円] ※戦略 地域の課題となりつつある空家対策について、前年度の実態調査の結果を踏まえて、空家等の利活用促進や地域住民の生活環境保全等、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策計画を策定する。
		⑦住宅対策事業（住宅用地創出） [1,815千円] ※戦略 町内で利便性の高い地区を住宅用地候補地区として抽出し、優先整備地区の設定を行い、実現化の方策を検討することを目的とする。住宅用地の創出により人の流出を抑制し定住促進を図る。平成29年度は住宅用地候補地の抽出・整備地区の設定・実現化方策を検討する。特に企業への聞き取りを実施し、事業可能性、採算性等の条件整備を行う。

教育委員会

運営方針	1 知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい、明日の甲良の担い手の育成をめざす。 2 生涯を通じ、自ら学習して自己を高め、生きがいのある充実した人生がおくれるような人づくりをめざす。 3 自然や生命を大切にし、健康で明るく活力にみちた人づくりをめざす。 4 人権を尊重し、連帯とふれあいのある学校・家庭・まちづくりをめざす。 5 甲良の歴史と伝統を生かし、豊かな情操と創造性をはぐむ文化のかおり高いまちづくりをめざす。
------	--

教育総務課

運営方針	1 甲良町総合計画・教育方針に基づき教育委員会会議を運営し教育委員会規則の制定改正を行う。 2 教育委員会所管の予算および経理を確認し適正化をはかる。 3 教育委員会各施設に属さないことを教育総務課が中心となり執行する。 4 施設の長期利用のため教育財産の管理指導を行う。
新規・重点施策	重点(継続) ①甲良町自転車購入補助 [550千円] ※戦略 小学6年生が甲良中学校進学後の通学用自転車を購入する際に10,000円を限度に保護者に対して補助を行うことで負担を軽減し、甲良町への定住を促進する。

学校教育課

運営方針	○甲良町教育方針に示されている学校教育方針に基づき、事業を展開していく。 ○個性と人格の尊重を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた未来を開く心豊かでたくましい人づくりをめざしていく。 ○郷土に誇りを持ち社会の変化に対応するできるたくましく生きる力を育成することを学校教育の基本とする。 1 基礎基本の徹底を図り、確かな学力を育み、たくましく生きる力の育成を目指す教育の推進 2 心豊かでたくましい子どもを育てる学校づくり 3 人間の尊厳を基本とする人権教育の推進 4 心にひびく生徒指導と郷土愛を育成する教育の推進 5 運動に親しみ、心身ともに健康な子どもを育成する教育の推進 6 信頼される学校づくりの推進 7 教職員の教師力を高める研修の充実 上記を実現するために学校を指導、監督するとともに、教育環境の整備（人的環境を含む）を進めていく。
新規	①教職員ストレスチェック事業 [214千円] 労働安全衛生法が改正を受け、週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えて疲労の蓄積が認められるときは、医師による面接指導を行う必要があるため、教職員の健康管理や職場環境の改善に努めるため年1回ストレスチェックを行う。

新規・重点施策	重点(新規)	②いじめ等相談員派遣事業 [396千円] 各校園に専門の資格を持ついじめ等相談員を派遣することにより、学校（園）生活の中で子どもたちの見立てを行うことでいじめ等の未然防止とともに、生徒指導上の課題解決を図る。
		③いじめ問題対策連絡協議会事業 [545千円] 平成25年に「いじめ防止対策推進法」をうけて、社会全体でいじめ問題を克服することを目的として平成28年度に甲良町いじめ防止基本方針が制定され、甲良町いじめ問題対策連絡協議会が組織された。児童生徒が安心して生活できる環境を作り、いじめの早期発見数を増やし、重大事案をなくすため活動する。
	重点(継続)	④進学進路指導アドバイザー招聘事業 [1,580千円] ※戦略 生徒の学力向上をめざし、指導する教職員の意識改革と授業改善（指導方法）のため、大学の研究者や専門家を甲良中学校へ招聘する。定期的な生徒や授業の様子を参観、指導により、教職員の授業力の向上を図る。
		⑤外国語活動指導員、外国語指導助手配置事業 [7,740千円] 小中学校に指導員や外国語指導助手（A L T）を派遣・配置することにより、外国語を通じて、言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどコミュニケーション能力の基礎を養う。
		⑥児童生徒支援講師等設置事業(臨時講師・特別支援教育支援員・児童、生徒指導相談員・スクーリングケアサポーター派遣事業) [32,793千円] 支え励まし認め合う人間関係の構築と、きめ細かな個別指導や、わかる・できる授業の創造により、確かな学力を児童・生徒に身につけさせ、一人ひとりの進路を保障することを最重要課題とし、豊かな心と確かな学力の向上、そして支えあえる仲間づくりを行う。

甲良東小学校

運営方針	○「かけがえのないいのち・人権を大切に、確かな学力と豊かな心を育成する」という本校の学校教育目標の達成に向け全教職員が一丸となって教育実践に当たる。
	○本校の校訓「なかまを大切に する子 よく考える子 つよいじょうぶな子」の育成に向け以下の具体的実践を推進する。 1 創意工夫のある教育課程の編成 2 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る 3 お互いに認め合い、支え合い、励まし高め合う集団づくり 4 早寝、早起き、朝ごはんの推進による心身の健康を育む 5 人権を尊重する実践的態度を高める 6 保護者や地域に信頼され開かれた学校づくり 7 安全で安心な学校づくり ○安全で安心な美しい環境のなかで学習し、自然とふれあい、せせらぎの町を守り育てていく児童を育成する。

甲良西小学校

運営方針	○学校教育目標の具現化を図る。 いのち・人権を尊重する精神を基に、互いに認め合い励まし合いながら、自主自立できる子を育成する。
	1 一人ひとりを大切に、学習意欲を高め、「学ぶ力」を育てる授業の創造 ・一人ひとりの課題に寄り添う教育的支援の充実のための人的配置（臨時講師、支援員、サポーター） ・I C Tを活用した授業改善の推進による学力および情報リテラシーの向上 ・家庭や地域との連携による生活習慣の定着と学力の向上 2 子どものいのちを大切に、安全・安心に生活できる学校づくり ・災害や不審者侵入に備える校舎内外の整備の充実 ・住民の避難所にもなる学校施設の整備

甲良中学校

運 営 方 針	「人権尊重の精神を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた、次代をたくましく生きる生徒の育成」
	1 学習習慣、学習規律の向上をめざす取り組みの展開 ①教科指導力を向上すべく研修機会を確保し、学習教材の工夫と機器の積極的活用 ②学習意欲を喚起し、学習習慣を身につけるための支援 2 自己肯定感の高まりをめざす取り組みの展開 ①生徒の諸活動、学習活動へ適切な助言、介入、指導等が十分な支援体制の構築 ②十分な支援体制により傾聴を軸にして、生徒が安定、安心する信頼の関係づくり ③学習活動、特別活動と部活動等を通して、自己に自信が持てるように支援 3 保護者・地域の願いに応え、地域と共に生徒の成長を育む取り組みの展開 ①地域から学校教育活動への参加、協力の啓蒙、地域資源の活用 ②PTA、甲良中を支える会との連携

甲良東保育センター

運 営 方 針	◇町の未来を担う乳幼児を育てる重要な機関として、将来を見通した「生きる力（真の学力）」の育成をめざし、保育・教育の充実とともに、本町の重要課題である「人権保育・教育」をベースにおいた保育の充実を図る。
	1 安全で安心な園づくりを行う。（防犯・防災） 2 仲間とともに主体的に物事とかかわって活動する子どもに育てるための環境づくりと保育内容の充実を図る。 3 現状で必要な教育のあり方や、人権保育・教育についての、職員の資質向上を行う。 4 子どもの健全な育成に向けて園・家庭・地域との連携や啓発活動・保護者研修等、取り組みを強化する。 5 未就園児親子を含む地域の子育て支援の拠点としての機能を果たす。 6 保育・教育の充実を図るために必要な仕事について明確にし、時間を有効に無駄なく取り組みが進められるよう会議・研修等の持ち方を工夫する。

甲良西保育センター

運 営 方 針	1 安全、安心な園づくりに努める、（防犯対策、防災対策、その他危機管理マニュアルのもと全職員が共通の意識をもち取り組みを進める。
	2 人権保育を推進する。（子どもの人権を守ると共に人権を大切にする心を育てる保育、特別支援教育の推進） 3 保育・教育課程に基づき保育内容の充実や学力の基礎となる力を培う。 4 保育の質の向上を図るため、職員研修の充実を図り専門性を高める。 5 保護者への啓発活動（保護者研修を含む）の充実を図るとともに信頼関係を築き、家庭支援を推進する。 6 地域（学区）の子育て支援の拠点としての機能が果たせる。

子育て支援センター

運 営 方 針	1 地域の子育て支援拠点として、就園前の親子が集う場所や機会を設け、交流を促すことで保護者の孤立化を防ぐ。また、子育て相談を実施し、不安の軽減に努め、健やかな親子関係を育む。	
	2 教育相談を実施し、個々の問題解決を支える。また、何らかの理由で学校に行けない、行きづらい児童・生徒を対象に、学校や関係機関と連携して学習支援等を実施し、学校復帰、進路を支える。	
	3 要保護児童地域対策協議会を中心に、保健福祉課、教育委員会等の関係機関と連携し、児童虐待の未然予防と適切な支援を実施する。	
	4 就学前児童を対象に、関係機関と連携し、健やかな成長発達を支える。	
	5 放課後児童の居場所として、安心、安全な環境の充実を図るとともに、働く保護者の就労保障に努める。	
重 点 施 策	新 規	重点(新規) ①子育て支援事業(多世代交流スペース整備)〔250千円〕※戦略 「けんじいの家」の交流スペースを子育て世代の交流・情報発信・食育の場として整備す
	重 点	重点(継続) ②子育て支援事業(子育てアプリの周知・運営)〔994千円〕※戦略 子育て世代が子育て支援サービスや子育てに関する情報をスマートフォン等で必要なとき即時に入手できる子育てアプリを運営する。

社会教育課		
運営方針	○甲良町社会教育・人権教育・社会体育・図書館運営方針に基づき、事業を展開していく。 1 社会教育については町民一人ひとりが、輝いて生きることができる社会づくりの実現をめざす。 2 人権教育については部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための取り組みを進めていく。 3 社会体育については「健康＝スポーツ」という考えの基、健康で活力ある町づくりをめざす。 4 図書館は町民全体の生涯教育を支援するため、資料や情報の収集・整理・貸出等の充実を図る。 5 社会教育施設、社会体育施設の適正かつ計画的な管理運営を行う。	
新規・重点施策	重点(継続)	①人権教育振興事業 [4,370千円] 部落差別とあらゆる人権問題の解決めざし、全ての人がお互いを尊重して、共に生きる、活かしあう社会を構築するため、町民一人ひとりが、生涯学習の観点から各種の学習機会を通して、人権問題を正しく理解・認識し、人権意識を高め、生き生きと輝く町づくりを進める。
		②中学生海外派遣研修事業 [4,810千円] ※戦略 甲良中学生を英語圏（ニュージーランド）に派遣し、語学研修を行なうとともに異文化に接することで、次世代を担う国際感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。ホームステイによる日常英会話研修、現地校生徒との交流を行ない、帰国後の事業成果を発表する。
		③小学生英語教室開催事業 [900千円] ※戦略 英語の面白さを感じ、英語が好きになることで海外へ関心を高める。英語教育の推進により、子育て支援・定住・転入の促進を図るとともに、東西小学生と一緒に学ぶことで、児童の交流機会を設ける。

甲良町立図書館		
運営方針	1 「人と本」「人と人」のいい出会いができるように、読書環境の整備を推進する。 2 図書館利用弱者（児童、高齢者等）に対するサービス推進に向けた体制を構築する。	
新規・重点施策	重点(拡大)	①ブックスタート、ブックスタートフォロー事業 [200千円] ※戦略 就学前の乳幼児に継続的な図書館サービスを提供し、読書を習慣づけるために、2～3歳児の健診時に、教育絵本等の紹介と、図書館司書による読み聞かせ等を行うことで、保護者の積極的な図書館利用を促す。

２．平成２９年度特別会計予算のポイント

特別会計・企業会計については、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、合計２７億４千６０万６千円で、前年度比１．５％の減となりました。

①国民健康保険特別会計

歳出において医療給付費が前年度より約４千万円の減となったこと等により、歳入では国庫支出金で約９百万円、療養給付費交付金で約１千６百万円の減となった他、国保被保険者の減に伴う税収で約１千万円の減となっています。また、対して福祉医療による波及増などにより一般会計からの繰入金が増となっています。今年度も引き続き特定健康診断の受診率向上や徹底した保健指導に取り組むこととしています。予算規模は、前年比３．８％減（４千３百２８万８千円減）の１０億９千５百５２万７千円を計上しています。

②後期高齢者医療事業特別会計

高齢者の医療費は毎年増加傾向にありますが、本年度予算規模は微増の前年比１．８％増（１２７万１千円増）の７千３百５０万４千円を計上しました。

③介護保険特別会計

また介護予防・日常生活援総合事業が開始となることから地域支援事業費が増加し、昨年まで包括的支援事業で計上していた人件費を総務費で計上したこともあり、予算規模は前年比０．８％増（６３１万４千円増）の７億７千３百７２万５千円を計上しました。

④墓地公園事業特別会計

墓地販売促進を図るため、看板設置など販売推進を行っていく。予算規模は、前年比３２．５％減（５５万５千円減）の１７１万円を計上しました。

⑤住宅新築資金等貸付事業特別会計

町債残高の減により公債費も年々減少するため、本年度も貸付金の町への返済額が公債費を上回ることから、一般会計予算への繰出しを実施します。人事異動の関係で予算規模は前年比２２．９％増（３６４万４千円増）の１千９百５６万１千円を計上しました。

⑥土地取得造成事業特別会計

地籍調査にあわせ、さらなる事業残地処分を推進し、払下げ協議の進捗状況を鑑み、前年同額の600万2千円を計上しました。

⑦下水道事業特別会計

面整備は平成23年度でほぼ完了しているものの、公債費の増や長寿命化関連経費もあり、一般会計予算からの繰入額が年々上昇し平成28年度は一旦減少したものの、平成29年度は約5百60万円の増となりました。また、平成32年度には事業の公営企業化を控えていることからその準備業務として1千7百90万円を計上しました。予算規模としては前年比2.8%増（1千2百94万6千円増）の4億8千65万9千円を計上しました。

⑧水道事業会計

事業としては新たな大規模給水計画はありませんが、更新業務を継続的に行う必要があります。水安全計画の策定終了および工事費の減等により、予算規模は7.4%減（2千3百51万2千円減）の2億9千4百86万3千円を計上しました。

1. 当初予算性質別経費

(単位：千円、%)

区 分		H27	構成比	H28	構成比	H29	構成比	差引	伸び率
義務的経費	人件費	761,988	21.28	736,508	20.05	721,155	16.00	△ 15,353	△ 2.08
	扶助費	333,298	9.31	347,119	9.45	345,283	7.66	△ 1,836	△ 0.53
	公債費	430,570	12.03	425,100	11.57	437,891	9.72	12,791	3.01
計		1,525,856	42.62	1,508,727	41.06	1,504,329	33.38	△ 4,398	△ 0.29
一般行政経費	物件費	797,363	22.27	865,664	23.56	911,209	20.22	45,545	5.26
	維持補修費	27,338	0.76	32,474	0.88	26,368	0.59	△ 6,106	△ 18.80
	補助費等	527,947	14.75	532,261	14.49	507,571	11.26	△ 24,690	△ 4.64
計		1,352,648	37.78	1,430,399	38.93	1,445,148	32.07	14,749	1.03
投資的経費	建設事業費	107,812	3.01	117,549	3.20	888,772	19.72	771,223	656.09
	災害復旧費	26	0.00	25	0.00	25	0.00	0	0.00
計		107,838	3.01	117,574	3.20	888,797	19.72	771,223	655.95
その他経費	積立金	16,370	0.46	34,325	0.93	33,711	0.75	△ 614	△ 1.79
	投資/出資金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	貸付金	5,320	0.15	5,320	0.14	5,200	0.12	△ 120	△ 2.26
	繰出金	568,468	15.88	574,155	15.63	625,815	13.89	51,660	9.00
	予備費	3,500	0.10	3,500	0.10	3,500	0.08	0	0.00
計		593,658	16.58	617,300	16.80	668,226	14.83	50,926	8.25
合 計		3,580,000	100.00	3,674,000	100.00	4,506,500	100.00	832,500	22.66

2. 会計別地方債現在高見込

(単位：千円)

会計区分	H27末残高	H28末残高見込	H29元金償還額	H29発行予定額	H29末残高見込
一般会計	3,014,600	2,861,376	406,722	871,300	3,325,954
住新会計	8,611	1,784	940	0	844
普通会計 計	3,023,211	2,863,160	407,662	871,300	3,326,798
下水道会計	4,224,960	4,111,039	274,231	155,200	3,992,008
上水道会計	911,289	843,048	69,773	0	773,275
公営企業 計	5,136,249	4,954,087	344,004	155,200	4,765,283
合計	8,159,460	7,817,247	751,666	1,026,500	8,092,081

3. 会計別基金残高見込

(単位：千円)

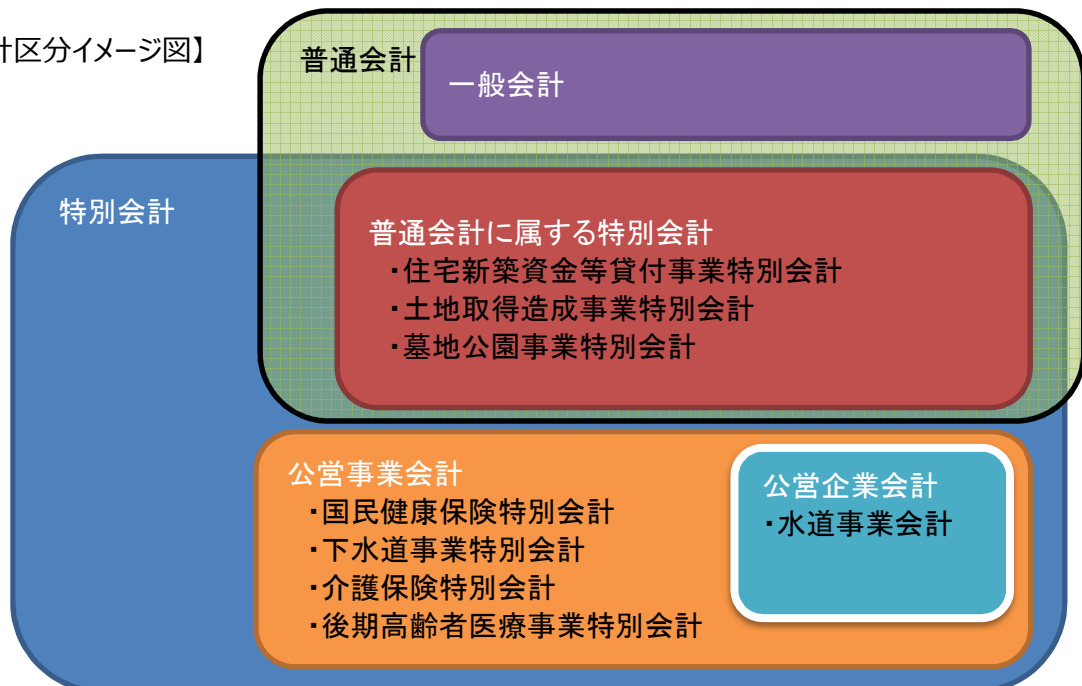
区 分	H27末残高	H28末残高見込	H29繰入見込額	H29積立見込額	H29末残高見込
財政調整基金	621,832	563,292	167,700	1,200	396,792
減債基金	44,619	44,739	40,000	80	4,819
教育施設整備基金	2,040	2,046	0	4	2,050
青少年育成基金	13,982	13,298	725	41	12,614
ふるさと基金	90,127	80,397	20,000	180	60,577
福祉基金	120,824	123,007	20,000	2,066	105,073
ふるさと応援基金	57,310	86,205	58,380	30,140	57,965
墓地公園管理基金	2,091	1,915	564	10	1,361
普通会計 計	952,825	914,899	307,369	33,721	641,251
国保運営基金	142	142	1	1	142
介護運営基金	6,788	6,188	1	15	6,202
下水道基金	21,100	19,129	4,000	32	15,161
上水道基金	241,512	241,512	0	0	241,512
特別会計 計	269,542	266,971	4,002	48	263,017
合計	1,222,367	1,181,870	311,371	33,769	904,268

《 参考 》

『財政用語の説明』

- 一 般 会 計 : 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税（町民税や固定資産税など）を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。
- 特 別 会 計 : 特定の歳入（国民健康保険税など）をもって特定の歳出（保険給付費など）に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。土地取得会計など普通会計に属する特別会計や、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のような公営企業会計に区分されます。
- 公 営 事 業 会 計 : 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。
次のように分類されます。
①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等
③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業
- 公 営 企 業 会 計 : 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、水道事業に企業会計を設置しています。
- 普 通 会 計 : 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、土地取得会計、住宅新築資金会計、墓地公園会計を合算したものととなります。

【会計区分イメージ図】



標準財政規模	： 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。
基準財政収入額	： 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。
基準財政需要額	： 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にある行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一定の方法によって合理的に算出した額。
財政力指数	： 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと判断されます。（基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の平均値）
実質収支比率	： 標準財政規模に対する実質収支額（歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額）の割合
積立金現在高比率	： 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の積立現在高の割合
地方債現在高	： 各年度末における町債の未償還元金（借入れた元金のうち、返済が済んでいない）額
地方債現在高比率	： 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合
実質公債費比率	： 普通会計の一般財源に占める公債費（下水道特別会計・一部事務組合の公債費負担分を含む）の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。
公債費負担比率	： 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
経常収支比率	： 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかの比率
将来負担比率	： 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高（＝公営事業会計＋一部事務組合等＋地方公社・第三セクター等の分を含む）が標準財政規模の何倍あるかを示す比率。350%を超えると早期健全化団体となり、財政健全化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要があります。
総計予算主義の原則	： 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第210条）」と定められており、歳入と歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主義」はとっていません。

- 予算単一主義の原則 : 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されています。ただし、例外として特別会計が設けられています。
- 予算統一の原則 : 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。（地方自治法第211条）」
- 予算事前議決の原則 : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています（地方自治法第211条）。
- 予算公開の原則 : 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその内容を住民に公表すること（地方自治法第219条）となっているほか、年2回以上財政状況を公表するように定められています（地方自治法第243条の3）。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と11月に財政事情を公表しています。
- 会計年度独立の原則 : 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（地方自治法第208条）」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。
- 繰越明許費 : 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。
- 一般財源 : 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源（町税、地方交付税、地方譲与税など）です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。
- 特定財源 : 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源（国庫支出金、県支出金、町債など）を言います。
- 基金 : 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。
①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金
②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金
③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基金。甲良町では一般会計で5基金を積み立てています。
その他定額で運用している基金として土地開発基金、用品調達基金があります。